

議会だより

- ▶ 令和8年度当初予算 … P2
- ▶ 令和7年度補正予算 … P4
- ▶ 2月臨時会 … P5



議会会期
令和8年3月定例会
3月3日～3月13日



LINE
公式アカウント

上松町公式LINEでも
議会だよりを配信しています。



令和8年度 一般会計 当初予算 40億2,668万2千円

令和8年度当初予算は3日に上程され予算説明の後13日に審議され、原案通り可決されました。

一般会計 当初予算の 使い道

議会費

4,122万円

議員報酬、
議会報作成費



総務費

8億4,198万円

庶務一般、町有財産管理、
町営住宅管理、コミュニティ交通
事業、まちづくり事業、
地域おこし協力隊事業、
移住定住促進事業



民生費

8億8,138万円

社会福祉費総務事業、障がい者
自立支援事業、
老人福祉総務事
業、後期高齢者
医療事業



衛生費

3億906万円

予防事業、
母子衛生事業、
清掃総務事業、
リサイクル事業



労働費

138万円

木曾勤労者共済会負担金



農林水産業費

1億6,777万円

農業委員会事業、中
山間地域農業直接支
払事業、農業振興費、
吉野小水力発電事業、
林業振興事業、有害
鳥獣駆除事業



商工費

1億4,855万円

商工振興事業
(商工会育成補助金)、
観光振興事業
(観光協会補助金)



土木費

4億9,956万円

道路施設修繕事業、橋梁長寿命
化修繕事業、河川管理事業、
公園管理事業、
公共下水道事業、
国土調査事業



消防費

1億7,385万円

常備消防事業、非常備消防事業、
消防施設事業、
防災対策事業、
防災行政無線
管理事業



教育費

3億7,486万円

上松小学校事業、上松中学校事業、
公民館事業、社会体育事業(ゆうゆ
うクラブ委託料)、
町民プール事業、
放課後学童クラブ
支援事業



災害復旧費

46万円

公共土木施設単独災害復旧事業



公債費

5億7,737万円

長期借入金 元金・
利子償還事業



予備費

919万円



令和8年度 特別会計・公営企業会計当初予算

国民健康保険特別会計		4億3,758万円		
後期高齢者医療特別会計		9,838万円		
奨学金特別会計		560万円		
水道事業会計	収益的収入	2億3,721万円	資本的収入	6,219万円
	収益的支出	2億3,721万円	資本的支出	1億322万円
下水道事業会計	収益的収入	1億8,217万円	資本的収入	6,487万円
	収益的支出	1億8,208万円	資本的支出	1億3,601万円

令和8年度の主な事業

(新 新規事業)

まちづくり事業	707万円
新 上松町地域づくり支援金(仮称)他	
地域おこし協力隊事業	1,314万円
コミュニティ交通事業	4,342万円
バス運行委託料(デマンド乗合タクシー含)	
福祉医療事業	2,820万円
新 医療費助成のオンライン資格確認システム委託料	
予防事業	1,725万円
新 風疹予防接種業務委託料他	
国県関連事業	3,049万円
新 整備工事(土砂処理場)	
橋梁長寿命化修繕事業	1億3,338万円
新 滑川橋、大畑橋、木曾広域連合負担金他	
吉野小水力発電事業	1,485万円
農業用施設修繕費用他	
有害鳥獣駆除事業	1,402万円
緩衝帯整備委託他	
観光振興事業	3,442万円
上松町観光協会補助、観光案内所業務他	
町営住宅管理総務事業	3,215万円
旭町コーポ借上料他	
定住促進住宅建設事業	957万円
田代ハイツ外構工事	



コミュニティバス



吉野小水力発電所



長寿命化修繕予定の大畑橋

主な質疑応答

一般会計歳出

鈴木議員 情報公開請求や開示請求は予算のどこに入っているか。

A 情報公開は町の条例で定められており、職員が対応するので予算計上はない。

但し審査請求が上がった場合は、広域連合へ諮問する条例になっているので、広域連合分担金・負担金として計上される。

鈴木議員 情報公開請求は令和七年度で何件あったか。

A 十三件あった。ちなみに令和六年度の審査請求は五件木曾広域連合に上がっている。

※①情報公開請求

国民が行政機関に対して行政文書の開示を請求できる制度。

※②審査請求

行政機関の違法または不当な処分や不作為に対し、国民が不服を申し立てて、行政庁が審査する手続き。

山村議員 関連して、五件あったという事は五十万円広域連合に支出しているのか。

A 広域連合で審査委員会が開

催され予算化されて、町の方に負担金として要求される。令和七年度は三件分請求予定である。二十七万円を見込んでいます。

山村議員 審査請求する人は上松町の人だと思ふ。町の負担金と言ふことは、町の税金から出ていることに釈然としないが。

A 始めに公文書の開示請求が行い、町側で開示不開示の決定を行い、請求者側が疑問を持つと、審査請求が上がる。それを木曽広域連合に送る流れとなる。

町側の開示の内容と請求者側の求めるものとの差異が有る場合、木曽広域連合審査会で公平さを審査していただくので町からの支出となる。

水澤議員 まちづくり事業の地域づくり補助金とは。

A 今は一地区あたり五万円のみまちづくり交付金を行っている。新たに仮称だが、上松町地域づくり支援金みたいなものを考えている。一団体系が五万円、上限が三十万円としている。対象者は伝統芸能の継承団体や、商工業者など地域の活性化や新規性、継続性があるものが対象となる。四月の駐在員会議で説明したい。

土木費

森議員 旭町コーポの借り上げ料はいくらか。

A 一部屋九万円掛ける二十四室で総額二千五百九十二万円である。

森議員 以前質問した際に長期継続負担と聞いたが、顧問弁護士に確認したか。

A 弁護士に確認と言うよりも、地方自治法にある長期継続契約は不動産の場合には可能である。

森議員 現在七割世帯が空室になっているのは無駄な税金支出ではないか。

A 雇用促進で企業に貸している賃料は契約済みとなっているために、全額室料は入ってきている。定住促進では一室が空いている。早急に満室になるように努力していく。

教育費

山本議員 ゆうゆうクラブに七百五十万円の委託料を出しているが、ゆうゆうクラブは会費を集めている町にはいくら入るか。

A 施設使用料は全額町に入る。保険料も保険会社に支払い、ゆうゆうクラブの収入はそれほど多くはない。

森議員 来年度から全国で給食費無償化になるが、昨年度の上松町の実績はいくらか。

A 令和六年度で全体で四千九百万円かかっている。令和八年度では七百八十九万三千円が収入となる。

森議員 無償化により国から入ってくる補助金で浮いたお金で小学生の生徒、世帯に対し何か補助助成をすることを考えはないか。

A 上松町の給食費無償化の財源は過疎のソフト事業で起債をして充当している。一般財源ではないので小中学生に対しての支援は考えていない。

水澤議員 NPO法人第三の居場所のスタッフの処遇改善の補助金があると聞いたが、申請はどうなっているか。

A 改善補助金というメニューがあるが、年間二百五十日開場しなければならぬ、十八時三十分以降まで開場しなければならぬなど基準をクリアすることが厳しく手を挙げていない。

水澤議員 放課後児童クラブの移設の話があったが、利用者や保護者への説明はどのようにするのか。

A 放課後児童クラブときつころの関係、第三の居場所と言うことで三通りの見開きでわかるようなパンフレットを作り配布している。住民へは四月以降広報などでわかりやすく説明をしたい。

令和7年度 一般・特別・公営事業会計補正予算

一般会計 (第6号)	補正額	△5,579万円	総額	44億124万円
主な歳入				
国庫支出金	社会保障・税番号システム整備			252万円
県支出金	UIJターン移住支援補助金 (実績による減)			△405万円
繰入金	財政調整基金繰入金			△4,033万円
	ひのきの里あげまつふるさと基金			△323万円
町債	過疎対策事業債ほか			△940万円

主な歳出

総務費	住民基本台帳事業（旧氏及び振り仮名の記載に係る戸籍附票改修他）	252万円
民生費	子ども第三の居場所運営委託料（実施による減）	△307万円
衛生費	水道事業会計繰出金事業	△983万円
農林水産業費	林業振興事業（田口・灰沢団地整備事業費減ほか）	△534万円
土木費	下水道事業会計繰出金事業	△600万円

奨学金特別会計（第2号） 補正額 8千円 総額 314万円

水道事業会計（第5号）

収益的収入	補正額	△989万円	総額	2億3,202万円
収益的支出	補正額	△987万円	総額	2億3,202万円
資本的収入	補正額	98万円	総額	4,340万円
資本的支出	補正額	△8万円	総額	8,985万円

下水道事業会計（第3号）

収益的収入	補正額	△600万円	総額	1億7,516万円
収益的支出	補正額	△654万円	総額	1億7,432万円
資本的収入	補正額	△1,170万円	総額	6,316万円
資本的支出	補正額	△486万円	総額	1億2,951万円

2月臨時会 専決処分等の議決結果

2月臨時会 令和8年2月5日

専決処分	令和7年度上松町一般会計補正予算（第5号） 補正額 1億3,290万円 総額 44億5,703万円	承認
契約	工事請負契約の締結について （令和7年度下河原運動場芝公園トイレ新築および旧トイレ解体工事）	可決

条例制定及び改正等の議決結果

3月定例会

報告	専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定について）	—
条例	上松町宿泊税交付金基金条例の制定について	可決
	上松町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	可決
	上松町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	可決
	上松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	可決
	上松町ポイ捨て禁止条例の一部を改正する条例について	可決
	上松町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について	可決
	上松町課設置条例の一部を改正する条例について	可決
	上松町過疎地域持続的発展計画の変更について	可決
第6次上松町総合計画（後期基本計画）の策定について	可決	

指定管理	ねぞめホテルの指定管理者の指定について	可決
変更	木曾広域連合ふるさと基金に係る出資金の権利一部放棄について	可決
	松塩筑木曾老人福祉施設組合規約の変更について	可決
補正予算	令和7年度上松町一般会計補正予算(第6号)	可決
	令和7年度上松町奨学金特別会計補正予算(第2号)	可決
	令和7年度上松町水道事業会計補正予算(第5号)	可決
	令和7年度上松町下水道事業会計補正予算(第3号)	可決
当初予算	令和8年度上松町一般会計予算	可決
	令和8年度上松町国民健康保険特別会計予算	可決
	令和8年度上松町後期高齢者医療特別会計予算	可決
	令和8年度上松町奨学金特別会計予算	可決
	令和8年度上松町水道事業会計予算	可決
同意	令和8年度上松町下水道事業会計予算	可決
	上松町監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて	同意
諮問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	同意
陳情	消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める陳情	採択
	木曾の司法をあきらめない協議会の設立及び活動に関する陳情	採択
発議	上松町議会ハラスメント防止条例の制定について	可決
	消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める意見書(案)	可決
	上松町議会議員 森 茂雄氏の議員辞職勧告決議について	可決

上松町過疎地域
持続的発展計画の変更

今後の事業実施にあたり、過疎対策事業債(過疎債)等の財源を活用できるように、計画に具体的な事業項目を追加・整理するもの。令和八年二月十日付で長野県より同意済み。議決後、国への提出。

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成…「空き家活用定住促進住宅改修事業」を追加。過疎地域持続的発展特別事業として「空き家解体促進事業」「地域づくり支援事業」「民間賃貸住宅整備促進補助金事業」を追加。

(2) 産業振興に係る基盤整備・観光等…「国道十九号木曾川右岸道路アクセス道路整備」を追加。既存施設の解体費や観光関連施設の改修費を追加。県営中山間地域総合整備事業(滑川島多目的広場整備)を追加。

(3) 交通施設の整備・交通手段の確保…市町村道として「寝覚線」「駅前線」「荻原小学校線」を追加。橋梁として「上麿香沢橋」「木賊橋」「沖田跨線橋」「見帰歩道橋」「上松歩道橋」を追加。特別事業として「デマンド乗合タクシー」を追加。

(4) 生活環境の整備…「廃棄物処理施設整備事業」を追加。消防施設として「指揮隊車両整備事業」および「資

機材搬送車整備事業」を追加。

(5) 子育て環境・保健福祉の向上…児童福祉施設に「遊戯室エアコン設置事業」を追加。高齢者福祉施設に「配食サービス事業者の移転整備事業」を追加。「ひのきの里総合福祉センター修繕事業」を追加。

(6) 教育の振興…上松小学校・上松中学校の教室棟照明LED化、外壁改修、バリアフリー化改修を追加。体育館への空調設備設置(小学校・中学校)を追加。教職員住宅の改修事業、B&Gプール施設整備、社会体育館整備を追加。公民館や運動場の照明LED化を追加。ICT環境整備、ICT支援員配置、学校給食センターの維持管理等を追加。

(7) 再生可能エネルギーの利用促進…特別事業として「地球温暖化対策事業」を追加。

主な質疑

森議員 再生可能エネルギー事業の「目的」は何か。森林が九十五%を占める上松町では、太陽光パネルよりも森林整備の方が脱炭素への貢献度が高いのではないか。

A 目的は「脱炭素」。今回の変更は過疎債活用のための事業整理だが、意見は参考にさせていただき、今後具体的な事業案が出れば計画への追加を検討したい。

ねざめホテルの 指定管理者の指定について

ねざめホテルの設置および管理に関する条例第三条の規定に基づき、指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により議会の議決を求めるもの。

対象施設…ねざめホテル

指定候補者…上松観光開発有限公司

指定期間…令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの三年間

【選定の経過と期間短縮の理由】

選定にあたっては審査会を開催し、これまでの運営実績や今後の運営方針、コロナ禍で借り入れた運転資金の償還、観光振興への寄与などを慎重に検討した。今回の指定期間を従来の五年間から三年間とした理由は以下の通り。

施設の老朽化…本館は一九九三年の改築から三十二年が経過し、設備不良が多発。営業継続には近い将来、大規模修繕と多額の投資が必要になる。

経営状況…指定管理者の上松観光開発有限公司は、コロナ禍の影響で現時点で五千万円以上の借入残高がある状況。

このため、今後の三年間を「町としてホテルの今後の方針（大規模改修か別の手法か）を決定する期間」とし、同時に会社側も負債の解消に努め、新たな方針にスムーズに対応できるように検討を行う期間とするもの。

条例の制定及び 改廃等の説明

①上松町宿泊税交付金基金条例の制定について

【制定理由】令和八年六月一日に長野県宿泊税が施行されることに伴い、長野県から交付される交付金を運用するための基金条例を制定するもの。

②上松町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

【制定理由】児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業者が事業を開始するに当たり、給付の対象となるか否かを確認するために必要な利用定員や運営に関する必要な基準を定めるもの。

③上松町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例について

【改正理由】団員が年々減少している現状から定員と年齢の上限を改めるもの。

④上松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

【改正理由】一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の改正に伴う政令の改正により、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額が改定され、これに

準じて改定するもの。

⑤上松町ポイ捨て禁止条例の一部を改正する条例について

【改正理由】上松町保健委員会が令和七年十二月三十一日をもって解散したことにより、条例の一部を改正するもの。

⑥上松町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

【改正理由】水道法施行令等の法令が改正されたことに伴い布設工事監督者等の資格要件を改正するもの。

⑦木曾広域連合ふると基金に係る出資金の一部放棄について

【放棄理由】木曾広域連合が事業実施するための基金取り崩しについて、構成町村の議決を求めるもの。

⑧松塩筑木曾老人福祉施設組合規約の変更について

【変更理由】組合の構成市町村が経費を負担するに当たり、経費の区分に応じた負担を行うため、組合経費区分と負担割合を変更するもの。

⑨上松町課設置条例の一部を改正する条例

【改正理由】近年の業務の多様化

に対応する為に組織機構を改正する。産業観光課を地域振興課に改め、企画財政課の移住定住や地域おこし系を移して町の振興について総合的に対応する。危機管理課は広報を総務課に、統計系を企画財政課に移す。企画財政課は広域連携、統計系を加える。

⑩上松町議会ハラスメント防止条例の制定について

【制定理由】令和六年十一月に実施された上松町役場職員の職場環境調査の報告を受け、議員がハラスメント防止及び排除に向けて、町民から信頼される議会を実現するため制定するもの。

主な質疑応答

上松町課設置条例の一部を改正する条例

山村議員 地域振興課は職務分掌範囲が広過ぎないか。

A 複数の課をまたぐ業務が増えてきている。従前、産業観光課と企画財政課とで業務の調整が幾度となく必要になり、今回、他の課の内容も精査して改正した。

小林議員 担当業務範囲の増加と共に係が増えて、課長の負担が増大しないか。

A 課長、課長補佐、係長の連携を密にして対応したい。

学校を残すため小中一貫の時期では

答 準備委員会を立ち上げ協議する



山本勝己 議員

- Q 消防ホース格納箱が新しくなっているが、古い箱がそのまま放置されている。景観上見苦しい。撤去の予定はいつか。
- A 格納箱の費用は、町が負担しているが、管理は各地区にお願している。撤去については各地区になる。
- Q 格納箱の表記がバラバラ、色も赤いものから黒い物まであるが色、表記に関しては統一する方向は。
- A 今は各地区に任せている。
- Q 地区と言うが、町全体として統一が出来ないか。消防団で管理できないか。
- A 分団も人が減少していく中で管理は難しい。分団と協議して今後の有り方を進める。
- Q 町がシルバー人材センターに委託している公衆トイレの清掃について伺う。昨年の全国熊被害の現状を鑑みるに郊外の公衆トイレの清掃は非常にリスクを伴う仕事になっている。清掃をしている方と話をさせてもらったが熊について危惧している。現状の一人作業から監視員を同行する二人作業にしては如何か、又身を守る熊除けスプレアの携帯をお願いしたい。
- A 町としても危惧はしている。センターより依頼があれば協議する。スプレーは貸し出しもしているが、センターの方で購入が必要ならば考える。
- Q 人口減少が進む中、小学校の生徒数が百四十八名、中学校が八十八名、昨年の新生児九名と益々子どもが減っていく。今、小中一貫を考えないと将来的には小学校も中学校も隣町との統合に踏み切らざるを得なくなり町から学校がなくなる恐れがある。
- A 生徒数の減少は、学校の有り方に大きな影響を与えている。学校規模の適正化に関しては生徒に対する教育条件の改善を考え、準備委員会を立ち上げ協議していく。
- Q 小中一貫を考えた時、空いた片方の施設は体験型施設として稼げる施設として活用していけないか。
- A 生徒がいなくなっても建物の維持費は掛かるので、令和六年豊明市に議員視察させて頂いた官民一体型の共生プラザ(カラット)の様な施設が出来れば望ましいと考える。

住民の意見集約の活用について

答 オープンな場作りをして施策に反映したい



茂澄統一 議員

- Q 地区懇談会に参加した住民の地区役員割合、男女比率、年齢構成は。
- A 地区役員の方が五十八% 男女比率は男性が九十%、年齢構成は七十歳以上の方が六十五%だった。
- Q 地区役員以外の一般住民、あるいは女性や若年層から意見収集することは検討しないか。
- A 以前はブロック毎に開催していたが地区からの要望を受けて、地区に向いて開催するなど、皆さんに参加しやすい状況づくりを工夫している。
- Q 以前、離乳食講習会に向いて子育て真っ最中のお母さん方から具体的な要望を聞くことができた。管理職以上ではない、一般職員でもいいから、役場主催の会合等に向いて皆さんの要望を聞いてはどうか。
- A 町内の各種団体に向いて意見を聞くようにしている。お年寄りやお母さん方の集まりに向く等住民の声を聞く機会を増やしていきたい。職員の意識づけもしていきたい。
- Q この懇談会の意見が具現化された例はあるか。
- A 地区役員の削減、地区配布物の削減や、保育園の駐車場の確保等があげられる。
- Q 地区担当職員は地区から役場への書類申請等に積極的に協力すべきではないか。
- A 地区担当職員の活動は地区によって様々だが、各地区の敬老会をはじめとする行事の手伝いをしている。申請書の作成補助もすでに行っている。
- Q 地区担当職員と集落支援員との違いは。
- A 地区担当職員は役場職員が割り振りされている。地域おこし協力隊は都市部から移住して地域の課題に取り組み制度だが、集落支援員はこれとは別に国の制度を活用して、地域の実情を熟知した住民によって地域の福祉や防災など多岐にわたる活動に従事することを支援する事業である。
- Q 住民の意見収集への町長の意気込みは。
- A 住民の為の行政業務という職員の意識改革の一環としての庁舎の総合案内は、そのまま住民の皆様の声を聞く場となっている。こまめに地区回りもしたい。



準防火地域変更で住宅増改築を活性化すべき

答 昭和25年以前の火災の歴史的な背景がある

森 茂雄 議員

本文注 準防火指定地域：市街地における火災の危険を防止するため定める地域 22条区域：防火地域・準防火地域以外の木造住宅地に指定 既存不適格建物：建設当時は適法だったが、法改正や都市計画変更で現在の建築基準法に合わなくなった建物

Q 小規模自治体の公権力ハラスメントは閉鎖的な人間関係と伝統的上下関係が圧力となる特徴がある。町のハラスメント防止条例制定はいつか。

A 九月に向け制定を進める。

Q 公権力のある町長の影響下の身内の調査体制で町長のパワハラから被害者を救済する中立公正の担保はあるか。

A 令和六年九月に規定したハラスメント苦情処理委員会、利害関係者除外などで対応。

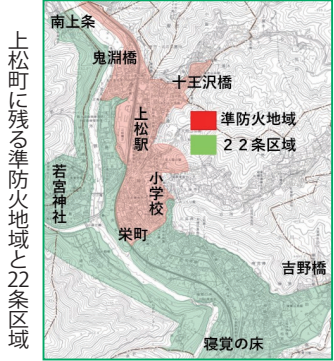
Q 町長が当事者となる深刻かつ客観的事態において行政組織内部での解決は不可能である。権力構造から完全に独立し強い調査権限を持つ第三者委員会の設置は考えないか。

A 条例制定の中で必要とあれば検討していく。

Q 一般論で町長他が捜査機関や人権侵犯調査を受けた場合の住民への説明責任を伺う。

A 守秘義務や法的問題を調べてからとなる。

Q 準防火地域指定から七十五年経過。当規制が新築やリフォームの建築コストを大幅に押し上げ空き家再生、若者定住の壁となる。木曾町、南木曾町、大桑村には準防火地域がない。指定地域内の既



存不適格建物は概ね何件か。

A 町として把握していない。

Q この答弁は延焼防止目的である準防火地域であることと全く矛盾する。なお上松町のみに指定があるのは何故か。

A 歴史的な背景がある。

Q 準防火地域の指定解除又は区域変更により新築や空き家リフォーム費用大幅減・住宅開発や空き家有効利用促進・産地木材使用・建築業活性化の好循環が期待できる。

A 安全性確保と代替措置、延焼評価方法が明確でない指定解除・区域変更は難しい。

Q 事業の住民説明・意見募集・広報の基準はあるか。木曾川横断小野ヶ谷橋、関電社宅一棟借りは何れも行っていないが整合は取れているのか。

A 明確な基準はないが住民への影響と必要性で判断しており問題はないと考えている。

町内の空き家の利活用をどう考えるか

答 町内の空き家を凱旋者イベントに活用したい

鈴木紀夫 議員



Q 空き家は何軒確認されており、空き家バンクに登録されている家と土地は何件か。

A 二年ほど前に調査した時点で空き家は三百戸程であった。空き家バンクに登録されている家は十六件、土地は七件。(ホームページ非公開も含む)

Q 空き家の所有者で維持管理に積極的な方の割合はどのくらいか。

A 二年ほど前の空き家の実態調査では、近場にいないので売りたい、手放したいと言う相談がかなりあった。理由としては維持管理や固定資産税の負担が上げられる。割合は不明である。

Q 空き家管理支援制度とはなにか。

A 令和三年度から行っている制度で、役場に空き家の情報を登録することで、年に一回役場の職員が物件の写真を撮り、気になる箇所を管理者の方へ連絡をする。状況を把握することで近隣の方とのトラブルの未然防止になる。

ただし空き家管理の代行ではない。

Q 今までに何件の代執行。いわゆる特定空き家除却が行われたか。

A 相続放棄され、除却された特定空き家はゼロ件である。

Q 空き家の相続が放棄されて、除却される代執行の負担金はどのものになるのか。

A 相続放棄また相続人が不在の時は裁判所へ相続財産清算人の選任を依頼し、清算人に予納金百万円を支払う。清算人が解体費用百万円を超えた場合は町が負担する。予納金百万円の半分は国の補助となる。

Q 京都市では、京都市非居住住宅利活用促進条例を制定した。これは空き家の市場への利活用を促すものである。町も検討しないか。

A 先行事例として確認している。検討したい。空き家の有効活用として、協力隊の凱旋者イベントを町中心部の空き家を使って行いたいと考えている。それに伴い町内の空き家を有効活用して、新しい木の文化の創造といったことにつながる良いと思うている。

文化財の保護・伝承と、観光への活用

答 人が集まる可能性があれば必要あると思う

村上眞章 議員



- Q 上松小学校には、「木曾の棧かけまくも」で始まる校歌があり、第一校歌と位置付けてある。第一校歌は歌われているか。
- A 昭和五十四年開校百周年の記念行事に歌った記録があるが、今は歌われていない。
- Q 小学校で「民話や伝説」を伝えるカリキュラムはあるか。
- A 授業は教育指導要領に添い行われており、「民話や伝説」等に関する授業はない。
- Q 第一校歌の三番に、「高倉の宮の灯」という歌詞がある。
- A 現地では平成二十二年石の祠に改修されたが、文化財として調査や確認作業を行ったか。
- A 祠は個人所有で文化財になつておらず、調査・確認作業は行っていない。
- Q 東野の「阿弥陀堂」はどのような状態か。
- A 町の文化財に指定されており、所有者は東野地区ゆかりの方だ。室内に劣化が見られ大規模改修の必要がある。
- Q 慰霊碑の管理は誰がしているか。
- A 遺族会と話をした中で、町も絡みながらみんなで管理を続けていきたいと思う。
- Q 「高倉の「一つ灯」伝説や「高倉神社」「姫宮神社」を一つのストーリーとして観光に利用出来ないか。
- A 高倉地区は観光まちづくり計画の中でも注目度が高い。色々な取り組みの中で生かしていきたい。都会にない風景は価値観が高く評価される。
- Q 伝承者の育成や活動の支援とはどのような策か。
- A 育成は文化財保護審議会でも一番の課題として捉えている。観光協会等とタイアップして図っていく。上松中学校が県教育委員会の学びの改革支援課研究校に指定されたので、地域の行事、文化を学び地域に生きる、その様な事業に取り組み伝承者を育成したい。
- Q 施政方針の「町の宝さがし」の「宝」は、町の「伝説と民話・神話」だと思つて、「檜に神宿る町」に「伝説と民話の里」を加えたらどうか。
- A 無形文化財は地域の繋がりを深めており、一度捨てることと取り戻せない。私達は架け橋として次世代に繋ぐ義務がある。

協力隊募集に移住定住イベントも活用すべき

答 イベントの情報収集をして活用検討していく

小林信彦 議員



- Q 町長の施政方針の未利用資源の活用としての空き家活用に關して。空き家バンクの稼働状況は。
- A 令和五年度が登録十件、契約三件。令和六年度が登録十一件、契約七件。今年度が現在登録十三件、契約六件。
- Q だんだん年間の登録数も増えて空き家バンクの活用が進んでいると感じた。ただ、空き家バンクによる活用は個人の住居となるため、どのように空き家が活用されたか、活用できるのが、移住を検討している人に伝えられない。以前、町事業で町が空き家を改修・リノベーションして町営住宅等として貸し出す事業が予算化されていたが、最終的に実施には至らなかったと認識している。移住検討者に対して空き家活用方法を発信できる有効な事業と期待していた。当時の事業目的と現在も町として本事業の必要性があるかどうか伺う。
- A 空き家の利活用を一年に一件でもしていきたいという目的から、国の制度を活用して空き家を活用して町営住宅として貸し出す形を予定していたが、物件の調整がうまくいかず実施には至らなかった。現在も空き家の利活用の一つの手段として事業の必要性はあると考えている。
- Q 現在募集しているサウナ事業担当の地域おこし協力隊の応募状況は。
- A 令和七年十二月から募集を開始しているが現段階での応募はない。今は随時募集に切り替えて募集している。
- Q 募集に關して町のホームページ掲載以外に、東京や名古屋で開催される移住定住イベント等のリアルイベントでの募集出展の実績はあるか。
- A これまで、平成二十七年及び令和元年度に参加の実績はあるが、ここ数年のイベント出展はない。
- Q 地域おこし協力隊募集のイベント出展にかかる経費は国の特別交付税措置される。上松町の木工やサウナという特色のある募集内容は、直接話さないと魅力や想いが伝わらなかつたり、応募者側の熱量も分からない。今後イベント出展を積極的におこなうかどうか。
- A 今後イベントの情報収集しながら、リアルイベントの活用も検討していく。

松塩筑木曾老人福祉施設組合議会報告

令和8年2月定例会 2月16日

●議案

条例	松塩筑木曾老人福祉施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	可決
年度予算	令和8年度松塩筑木曾老人福祉施設組合一般会計予算 予算総額 46億4,300万円	可決
補正予算	令和7年度松塩筑木曾老人福祉施設組合一般会計補正予算(第2号) 補正額 3,600万円 補正後の総額 46億2,300万円	可決
報告	管理者の専決処分事項の指定に係る報告 介護事故に係る専決処分4件(人身事故4件)	—

●議員全員協議会

- 報告事項
 - (1) 組合施設の検討状況について
 - (2) 組合施設の民間事業者活用方針について
 - (3) 施設閉鎖に伴う家族説明会の実施と意向調査の結果について
 - (4) 国の補正予算及び報酬改定への対応について
 - (5) 投資・財政計画(収支計画)の更新について
 - (6) 第六次基本計画(第1期中期計画)の中間報告について
 - (7) 長野県災害福祉支援体制強化等モデル事業について
 - (8) 令和8年度松塩筑木曾老人福祉施設組合予定表について
- 協議事項

組合条例の専決処分について

全員協議会報告

〔二月五日〕

◆松塩筑木曾老人福祉施設組合の今後について

現状と課題…施設の老朽化、人手不足、デイサービス休止等により赤字が継続。このままでは令和九年度に予算が組めず、運営不能(利用者の行き場がなくなる恐れ)に陥る見込み。

負担金割合の見直し…これまでの「人口割・均等割」から、実態に即した「入所者数に応じた割合」へ変更することで合意。安曇野市などの大規模自治体の負担が少なく見えるのは、民間施設が充実しており組合施設の利用者が少ないという背景がある。
今後の流れ…令和九年～十一年の三年間の暫定的な措置とし、その間に民間移管や再編を検討する。三月議事に規約改正案を提出し、各町村の議決を求める予定。

◆第六次上松町総合計画(後期基本計画)の策定状況

現状…審議会委員から多くの意見が出されたため、各課との調整に時間を要し、当初予定より素案の提示が遅れている。

今後のスケジュール(予定)

二月十二日…議員へ素案を提示。

二月二十四日…議員からの意見集約・パブリックコメント実施。

三月上旬…第二回審議会にて答申受領。

三月十一日…三月定例会に議案として提出。

三月十三日…最終日に採決・議決を目指す。

〔三月三日〕

◆国民健康保険税の改正(子ども・子育て支援金制度の創設)

国の法律改正に伴い、令和八年度から新たに導入される「子ども・子育て支援金」に対応するための税率改正。

改正の理由…国の子ども・子育て支援金制度が令和八年度から段階的に導入されるため。

医療保険料(国保税)とあわせて徴収する仕組みになる。

町の方針…県が示す「標準保険料率」を参考に支援金分を賦課する規定を新設する。支援金分以外の税率については、今回は「据え置き」とする。

今後の流れ…三月中に国の政令が出た後、町長による「専決処分(緊急の決定)」を行い、次回の議会で承認を求める。

施行日は令和八年四月一日。

主な質疑

森議員 この支援金制度への加入は任意か、義務か。

A 法律（子ども・子育て支援法等）に基づき制定された制度であり、税金として徴収されるため「義務」。

森議員 負担金の割合や税率について、町に決定権はあるか。

A 各自自治体の税率は、県が示す「標準税率」を参考にしつつ、町の「国民健康保険事業運営協議会」に諮問した上で、最終的に町が決定する。

◆観光まちづくり会社（SPC）「まちづくり会社（仮称）」の設立

上松町観光まちづくり計画を具体的に進めるため、町が出資して「特定の目的に特化した会社（SPC）」を立ち上げる。

▼事業の三本柱

空き家活用…古民家を再生し、ホテルやレストランとして活用（第一期は二〜三棟を予定）。

資金調達…行政に頼りすぎず、金融機関の融資やファンド、国の交付金を活用。

人材育成…外部から経営者を呼び込み、移住・定住や産業振興に繋げる。

▼組織とリスク管理

構成…法人四社、個人一名、専門組織（NOTE社）、上松町（出資金十万円）の計七団体。

非営利性…利益は次の事業投資や返済に充てる。

リスク…プロジェクトファイナンスにより、万が一倒産しても町や出資者に債務（借金）のしわ寄せがいかない仕組みを目指す。

主な質疑

鈴木議員 いつから事業を開始する予定か。

A 令和八年六月三日の設立を目指しているが、金融機関との融資交渉次第で前後する可能性がある。

鈴木議員 地産地消以外に上松ならではの特徴として何を指すか。

A 遊休農地での野菜作りや、町内で発電した自然エネルギーを宿泊施設で使うなど、町内循環型の理想的なモデルを目指す。

鈴木議員 宿泊料は高額（一泊三万〜五万円等）を目指すのか。

A 高単価に設定し、地域住民の負担（労働量）を増やし過ぎずに採算が合う経営を目指す。

鈴木議員 社長や従業員の給料は、ホテルの利益から出すのか。

A 開業までの約三年間は収入がな

いため、その間の給与も含めて銀行融資を受ける計画。

山本議員 実務（働く人）は誰が担うのか。別から採用するのか。

A 代表（社長）は出資者（取締役）の中から選出し、事務員については民間から一般募集して採用する構想。
山村議員 地域住民から「勝手に進めている」と不満が出ないよう、連携を密にすべきでは。

A 現在、候補物件がある地区の説明会は実施しているが、今後も景色や建物の良さを活かしつつ、住民を巻き込んで広げていけるよう配慮する。

森議員 詳細な事業計画（収支シミュレーション）は作るのか。

A 現在、改修費を計算中で、それが出来次第、三年間の事業計画を作成する。

森議員 既存の「ねざめホテル」と競合して、町にデメリットはないか。

A ターゲットとする客層や目的が全く異なるため、競合ではなく「共存」できると考えている。

森議員 町が負うリスクは本当なのか。（出資者や住民へのリスクなど）

A 銀行とは「事業失敗時も町や出資者が個別に負債を負わない」条件で交渉する。町としては設立時の出

資（十万円）以外、追加の出資は一切行わない方針。

森議員 ホテルだけでなく、空き家を「住宅」として活用する優先度を上げられないか。

A まずは「空き家でこれだけのことができる」というモデル事業（ホテル）を成功させる。住宅活用は将来的な目標とし、町と連携して進めていく。

水澤議員 事例の他地域が「自立・自走」するまで、どのくらいの期間がかかったか。

A およそ五年ほどかかっている。
水澤議員 具体的に住民に「何を協力してほしいか」を事前に説明すべきでは。

A 今後、運営会社が決まった段階で、清掃やベッドメイキング、農家のおかずによる朝食提供など、具体的な協力内容を相談していく予定。

◆その他

新型インフルエンザ等対策行動計画…

新型コロナの経験や国の全面改正を受け、町でも行動計画を改定。新たな呼吸器感染症の流行を想定し、発生時の措置を明確化した。今後、ホームページ等で公表予定。

町長からの申し入れに対する議会の対応について

町長からの申し入れ

令和七年十月二十三日発行の「あげまつ議会だより」第百九十二号における森茂雄議員の一般質問欄について、町長から、町側の答弁内容・趣旨と異なると思われる記載が複数あるとして、議長あてに申し入れ書が提出されました。申し入れでは、行政が議会報編集に關与する意図はないことを前提としつつ、答弁趣旨を逸脱した内容の掲載は行政への信頼に影響を及ぼすおそれがあることから、誤りがあれば議会及び執筆者の責任において精査・対応すること、今後は議事録に基づく正確な記載を求めることが示されました。

全員協議会での協議

令和八年二月五日に全員協議会が開催されました。町長からは、議会だより掲載後に住民より「テレビ放送の内容と異なる」等の指摘があり、会議録との照合により答弁趣旨と異なる記載が複数確認されたことから、申し入れに至った経過が説明されました。議会報編集特別委員会からは、編集段階において当該箇所を問題として認識していたこと、修正文を提示したが森議員より異議申し立てがあったため、発行期限および執筆者本人の文責を尊重し原文のまま掲載した経過が報告されました。また、申し入れ箇所について精査した結果、掲載内容は町側答弁の趣旨を逸脱したものであり、誤りであると確認されました。（調査結果一覧表参照）

協議の状況

全員協議会では、当該議員に対し記事作成の根拠について確認が行われ、説明がなされましたが、議会としてはその説明に納得しないとの判断に至りました。また、本件協議の進め方については、当該議員から違法・不当であるとの主張や、行政の關与を問題とす

最終的な措置

議会運営委員会および議会報編集特別委員会は、三月定例会において、当該掲載内容は町側答弁の趣旨と異なる記載であると判断し、議長は発行責任者としての責任、当該議員は執筆者としての責任があるとの結論を報告しました。これを受け、議長から町長に対し、掲載内容について謝罪が行われました。

議会だより192号掲載 森茂雄議員一般質問記事 調査結果一覧表

項目	掲載記事 (森議員執筆)	編集委員会が 提示した修正文	編集委員会による調査結果
見出し	全額補償しない、政策決定に住民意見は不要	(修正文なし)	見出し部分も本来修正対象であったが、編集時に見落とし、修正しなかった
木曽病院分娩廃止に伴う自己負担増	何が増分費用か不明であり全額補償は考えていない	何が増分費用か不明。対象となる経費を考慮する必要がある	質問内容と答弁内容を一体で要約したことで、議員自身の解釈が混入し、答弁側の趣旨・原意を逸脱したもの
事故時の責任と補償	事故等の責任と補償は妊婦本人が措置すべき話である	事故等の責任と補償は事故の内容による	質問内容と答弁内容を一体で要約したことで、議員自身の解釈が混入し、答弁側の趣旨・原意を逸脱したもの
関電社宅貸付に関する表現	住民の意見を聞く必要はない	議会の議決は必要ない	町側答弁の「住民の意見を聞いて、やるかやらないかを決める性質のものではない」の趣旨と、「住民の意見を聞く必要はない」との表現は同一ではなく、掲載表現は要約として適切でない

申し入れの経過

日付	経過
10月6日	議会報編集特別委員会にて森茂雄議員一般質問原稿を録音データと照合し、複数箇所の修正が必要と判断
10月8日	議会報編集特別委員会委員長より森議員に修正内容をメールにて送付
10月11日	森議員より議会報編集特別委員会に対し異議申立書の提出
10月14日	議会報編集特別委員会正副委員長会・臨時委員会にて異議申し立てについて検討。森議員一般質問原稿原文のまま掲載することを決定し、議長より発行許可を得た
10月23日	あげまつ議会だより192号発行
12月2日	12月定例会にて、町長より議長へ申し入れ
12月9日	議会運営委員会・議会報編集特別委員会 合同会議 議長より議会運営委員会、議会報編集特別委員会へ付託
1月6日	議会運営委員会・議会報編集特別委員会 合同会議
1月30日	議会運営委員会・議会報編集特別委員会 合同会議
2月5日	議員全員協議会
2月24日	議会運営委員会・議会報編集特別委員会 合同会議
3月3日	3月定例会にて議会運営委員会・議会報編集特別委員会審査報告 議長より町長に対して謝罪

議員全員協議会における森茂雄議員の主張と議会判断の整理（主な論点を抜粋）

論点	森茂雄議員の主張	議会の判断
議会報編集特別委員会の編集作業について	町長が発行前の広報誌に対し、裏面で修正案を送り込み、記述を改変させようとした不当な検閲が発端。議会が行政の言いなりとなり、議会の議員の言論を封殺しようとする行為は、議会の独立性の放棄であり、民主主義の根絶である。	議会運営委員会の調査により、議会報編集特別委員会が議会報編集要領に基づいて行った編集行為に何ら問題はなく、違法または不正な行為は確認されなかった。議会の自律的な権能に基づいて編集されているとの結論。
一般質問記事の根拠について	会議録との逐語的の一致を目的としたものではない。	質問内容と答弁内容を一体で要約したことで、議員自身の解釈が混入し、答弁側の趣旨・原意を逸脱したもの、または表現が要約として適切でない。議会は森議員の説明には納得しないことで一致。
協議の進め方について	町長らによるパワハラ、検閲の証拠および議長らによる数々の人権侵害の実態を含む、全資料を法務局へ人権侵犯事件として警察および検察庁へ、名誉毀損、職権乱用強要の刑事事件としてそれぞれ順次送付済み。人権侵犯事件行為者または告訴人が告訴人を調査するという法治国家にあるまじき報復行為である。関係者が調査主体となっていることが、利益相反の状態にあるので違法であり不当である。	<ul style="list-style-type: none"> 議会として事実確認と整理し、法令・会議規則に基づく判断を行う。 地方自治法第132条により、会議中は無礼な言葉や「他人の私生活にわたる言論」をしてはならないと規定されている。「被告訴人である」との発言はたとえその事実が真実であっても、個人の社会的評価を低下させる情報であり名誉毀損にあたる。 個人の議員が独自の判断で相手を調査することはできないが、議会として決議・議長の諮問を受け設置された調査委員会であれば、告訴人である議員を対象として調査を行うことに何ら問題はない。

今後の対応

議会報編集要領では、一般質問記事は録音データをもとに質問者本人が要約して作成することとされていますが、要約には解釈が入り得るため、編集委員会による確認の重要性が再確認されました。

今後は、編集要領の再整理と共有を図るとともに十分な校正期間を取り、録音および会議録との照合を徹底し、より正確な編集体制の構築に努めます。

そのため、「広報あげまつ」と「あげまつ議会だより」を分離し、独立した発行体制とします。

議会として本件を重く受け止め、町民の皆さまに正確で信頼される情報提供に努めてまいります。

議員辞職勧告決議について

発言と申立ての提出

令和八年二月五日に開催された全員協議会で、「あげまつ議会だより」一般質問欄に関する町長からの申し入れについて協議が行われた中で、森茂雄議員から不適切な言語行為があったとし、二月九日、議会報編集特別委員会委員長より議長宛てに「議会における不適切な言語行為に関する申立書」が提出されました。

委員会で、当該発言の事実を確認するとともに、その内容が地方自治法第百三十二条に定める「無礼な言葉」に該当し、会議規則に定める議会の品位を損なうものであると判断しました。

申立書の内容と対応

申立書では、森茂雄議員が、特定の議員に対し違法行為の主体であるかのように断定する発言があり、人格および職務上の信用を著しく侵害するものであるとされています。

また、本件は個人に対する発言であると同時に、議会報編集特別委員会という合議体の判断と権限を否定する趣旨を含むため、委員会組織の在り方にも関わる

問題として整理される必要があるとされています。

議長はこれを受理し、議会運営委員会へ付託しました。

委員会では、当該発言の事実を確認するとともに、その内容が地方自治法第百三十二条に定める「無礼な言葉」に該当し、会議規則に定める議会の品位を損なうものであると判断しました。

辞職勧告決議

三月十三日の本会議において、「上松町議会議員森茂雄氏に対する議員辞職勧告決議」が発議され、賛成多数で可決されました。

決議では、一連の発言および対応が議会の秩序および信頼を損なうものであるとされ、公職にある者として看過できない行為であるとして、自らの意思による辞職を求める内容となっています。

上松町議会議員森茂雄氏に対する

議員辞職勧告決議

我々上松町議会議員は、議員として町民から負託を受けた立場と職責を十分に認識し、法令、条例等を遵守し、良識をもって町民の模範となるよう行動しなければならぬ。

「あげまつ議会だより」一般質問欄において、町側の答弁内容およびその趣旨と異なると考えられる記載があるとして村田町長より対応を求める申し入れがあり、議会議長より付託を受けた委員会にて調査を行ってき

ました。

この事案に対し、森茂雄議員は、議会運営委員会・議会報編集特別委員会の合同調査また議会全員協議会の中で、議会報の一般質問欄に答弁内容の趣旨と異なる記載があったかについて、真摯に答えようとはせず、町長からの申し入れに基づき調査しているにもかかわらず論点ずらしのため議会に逆質問を繰り返し、調査の方法に異議を唱え、あたかも自分（森茂雄議員）が、ハラスメント並びに人権侵

犯を受けているとの印象操作を行い、議会全員協議会の開催に対し公開処刑だと称し、又自らの保身のため及び自身の正当性を主張するために、警察・検察庁へ刑事事件として送付する等ありとあらゆる手段を用いて、上松町議会議員に対し反論を行い、議会の対応を批判して

います。その上、議長より付託された委員会の委員を被告人と呼ぶなど、町職員、議会議員の複数人を、被告人と発言したことは侮辱であり、名誉を大きく毀損するものであります。森茂雄議員はこれらすべての事案を一方的に曲解した上での行為です。

事実無根であり、根拠のない主張に基づき町理事者・議会議員を貶めようとする行為は、断じて許すことはできません。

令和八年二月五日に開催された議会全員協議会にて、協議した町長からの申し入れ書に関する質疑では、森茂雄議員の答弁及び説明に対し、森茂雄議員を除く出席議員全員が納得していません。

森茂雄議員においては、議会報編集特別委員長 水澤まどか議員に対し全員協議会の中で、公的な場における断定的かつ不適切な言語行為により、水澤まどか議員の人格及び職務上の信用を著しく侵害しました。地方自治法第一三二条により個人的評価を低下させる発言であり、名誉毀損にあたります。

そして、本調査を森茂雄議員の納得できる手法で進めないと、警察等に追加資料を提出すると、議会に対して牽制し円滑な運営を阻もうとしています。

これら一連の行為は、公職にあるものとしてあるまじき行為であり、看過することはできません。

よって上松町議会は、森茂雄議員に対して自らの意思により議員を辞職するよう強く求める。

以上、上松町議会として、森茂雄議員の議員辞職勧告を決議する。

令和八年三月十三日

上松町議会

議会活動報告

委員会や個人活動以外の件

一月

新年初顔合わせ会

十五日

上松町消防団出初式

二十一日

議会運営研修会(松本市)

二月

上松町議会臨時会

五日

全員協議会

二十七日

木曾広域連合議会

三月

上松町議会定例会

三日

全員協議会

十一日

上松町議会定例会

十三日

上松町議会定例会

四月

上松町消防団編成式

五日



過去の議会をたよりにスマートフォンからご覧頂けます。

産業建設常任委員会報告

上松町議会災害対策支援本部設置要綱及び大規模災害発生時の上松町議員の行動マニュアル制定について

上松町内での地震、台風その他の事象における災害発生時には、上松町議会議員も迅速かつ適切な活動が求められるため、上松町災害対策本部と連携を図り、被害の拡大防止及び災害の復旧並びに被災者の支援に寄与するとともに、非常時においても議決機関としての機能を維持することを目的として、必要な事項を定めました。今後この要綱を災害時の議員の行動の指針としながら、町の防災の日訓練等にも活用してまいります。

選任

上松町監査委員

横井 勇 氏

理由 新規選任

同意

人権擁護委員(再任)

古畑 弘己 氏

同意

人権擁護委員(再任)

村上 貴美子 氏

同意

上松町議会議員の辞職について

鎌倉寿恵議員が一身上の都合により、令和八年三月三十一日をもって、辞職されました。

鎌倉議員は平成二十七年五月から、三期十一年に渡り議員を務められました。

※当議会は欠員一名となりましたが、補欠選挙は行いません。

編集後記

今年は寒暖差が激しく、雪の少ない冬となりました。二月下旬に米・イスラエルがイランを攻撃し、たくさんの方が亡くされましたことに、心から悲しみを覚えます。

そして私たちの暮らしにも様々な影響が懸念されており、やっと訪れたあたたかい春の喜びに影を落としています。

今回の議会では村田町長が謳う、町民自らまちづくりに取り組む機運の醸成や外部資金の取り込みを活用し、地域内好循環構造の実現を図るための様々な施策が盛り込まれた令和八年度当初予算が議決されました。

また、第六次上松町総合計画後期基本計画が策定されました。議会では今後も計画の進捗状況について確認していきます。

今まで「広報あげまつ」との合冊で「あげまつ議会だより」を発行しておりましたが、今回から単独で発行することとなりました。経緯は今号13ページに掲載した記事でご説明しています。

議会報編集特別委員会では、公正中立に、わかりやすく議会の様子をお伝えできよう、さらに工夫と努力をして参ります。どうぞ住民の皆様からのご意見をお聞かせください。

へ水澤 まどか